

議会基本条例制定特別委員会の設置について

(令和7年6月23日議会運営委員会決定)

- 1 名 称
議会基本条例制定特別委員会
- 2 調査・研究目的（付議事件）
議会基本条例制定に関する調査研究について
- 3 調査項目及び設置理由
議会基本条例制定に関すること

区議会は区民により選ばれた議員により構成される議事機関であり、同じく選挙で選ばれた区長とともに、地方自治における二元代表制の一翼を担っている。二元代表制のもと、区議会は区長との緊張ある関係を保持し、議論を通じて最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築く役割を担うという重い責務を負っている。

区民の負託に全力で応えていくためにも、地方自治の本旨に基づき、議会の基本理念、基本的事項を定め、議会の責務を果たしていくことが必要であることから、議会基本条例制定に向けた検討を進めていくことが重要である。

足立区議会は開かれた議会を目指し、会議録速報版の公開、政務活動費の領収書公開、区議会ホームページの多言語対応、ジュニアページ制作による若年層への関心向上等、わかりやすく迅速な情報発信や情報公開に取り組み、あわせて、文書質問の導入、議会資料のペーパーレス化推進等、議会運営の機能強化を図ってきた。

また、令和7年2月には、議員としての規範に関する検討会を設置し、議員が遵守しなければならない事項を定めていくための検討を進めてきた。議会基本条例制定に向けた検討の中で、議員としての規範に関する事項についても、引き続き検討を進めていく必要がある。

区民生活の向上及び区政の発展に貢献していくためにも、さらなる議会活動の活性化を進めることが求められ、より一層の議会改革を推進していくことが必要であり、議会基本条例については制定するだけでなく、条例の実践や深化が重要である。

目に見える成果につなげるには、時間と粘り強い努力が必要となるが、区民福祉の増進につなげるためにも、議会としての役割を果たし、取り組んでいくことが重要との見地から、議会基本条例制定に向けた調査研究のための委員会の設置が必要であると考える。

議会基本条例制定特別委員会において検討を進めていく事項

- 基本理念
- 議会及び議員の活動原則
 - ・区民に対する公正性・透明性など
 - ・区民の意見の把握など
- 議会運営
 - ・本会議、委員会など
 - ・特徴的な取り組みなど（文書質問、政務活動費の情報公開など）
- 区民と議会との関係
 - ・積極的な情報発信など
- 区長と議会との関係
 - ・二元代表制など
 - ・採択した請願・陳情など
- 議員倫理
 - ・議員の品位保持など
 - ・議員としての規範に関する検討会における検討項目など
- その他
 - ・条例に盛り込むことがよいと思われること

各派幹事長会等において検討を進めていく事項

- 各会派の意見が分かれて統一した見解とならない案件で、継続して議論していくべきもの

※なお、下記事項については、議会基本条例制定特別委員会において検討は行わないこととする。

- ・各委員会の構成・役職等について
- ・会派控室、議席等について
- ・議案や請願・陳情に対する会派の態度等について